

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 2 4 日

各 

|       |
|-------|
| 都道府県  |
| 市 町 村 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

予防接種法に基づく健康被害救済制度等に関して留意いただきたい事項について

予防接種行政につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

予防接種健康被害救済制度は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく定期の予防接種等を受けた方を対象に、極めて稀ですが不可避免的に生じてしまう予防接種後の健康被害について迅速な救済を行うための制度であり、接種後に健康被害を生じた方については、制度の趣旨を踏まえ、適切に救済がなされる必要があります。

こうした中で、予防接種を受けられた方や医療関係者が、予防接種健康被害救済制度についてより一層の理解を深めるとともに、同制度に基づく申請を希望される方が円滑に手続を行うことができるよう、下記のとおり、留意事項をお示ししますので、よろしくお願いいたします。

なお、本件については、日本医師会に情報提供済みであることを申し添えます。

## 記

### 1. 予防接種健康被害救済制度の周知について

今般、予防接種健康被害救済制度の周知に活用いただけるよう、厚生労働省 HP に掲載しているリーフレットの更新に加え、接種を受けられる方等に配布できるよう、封筒に同封できる媒体も新たに作成しています（※）。

救済を受けようとする方が適切に手続を行うことができるよう、住民の方々や医療機関等に対して、引き続き、同制度の周知を図っていただくとともに、周知に当たっては、定期接種等の案内に同封するなど、本資材についても適宜御活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(※) 厚生労働省 HP 上の新たなリーフレットへの切り替えは令和 8 年 4 月を予定しています。

現行リーフレットからの主な更新内容は、次のとおりです。

- ・ 1 頁目をポスターとして活用可能な構成への変更
- ・ 2 頁目下部に医療機関においてご留意いただきたい事項を追記

なお、当分の間、旧リーフレットを用いて周知をいただくことは差し支えありません。

(HP 掲載箇所)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kenkou\\_higaikyuusai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkou_higaikyuusai.html)



## 2. 請求受付時における副反応疑い報告の確認について

予防接種法に基づく副反応疑い報告制度は、定期又は臨時の予防接種後の副反応が疑われる症状に関する情報を収集・分析することにより、これらの予防接種の適切な実施を図る重要な制度です。

「予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について（周知依頼）」（令和 5 年 10 月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課、厚生労働省医薬局医薬安全対策課事務連絡）でお知らせしているとおり、市町村においては、予防接種健康被害救済制度に基づく請求を受け付けた際には、当該健康被害を受けた方に関する副反応疑い報告がなされているか確認し、報告が確認できない場合は、当該健康被害を診断した医師等に対し、副反応疑い報告制度の趣旨に鑑み、必要に応じて当該報告の提出を促していただくようお願いいたします。